

令和3年第2回阿武町議会臨時会 会議録

第 1 号

令和3年4月23日(金曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 11時49分

議事日程

開会 令和3年4月23日(金) 9時00分

開会の宣告

発議第1号 議席の決定について

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議第2号 特別委員会委員の選任について

日程第4 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)

日程第5 議案第2号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第1回)

日程第6 議案第1号から議案第2号を委員会付託

日程第7 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武

町税条例等の一部を改正する条例)

日程第8 議案第2号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第1回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)**議席番号**

1番	市	原	旭
2番	池	田	倫拓
3番	伊	藤	敬久
4番	松	田	穰
5番	清	水	教昭
6番	田	中	敏雄
7番 副議長	中	野	祥太郎
8番 議長	末	若	憲二

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。今年の春は、例年より随分と早くやってきました。桜の花も例年でありますと、入学式の頃に満開となるところですが、今年はかなり早く散ってしまいました。しかし、そんな4月に大きな桜の花を咲かせられたのが花田憲彦町長と松田穰議員であります。ともに4月13日に告示の町長選挙と議会議員補欠選挙で当選されました。おめでとうございます。花田町長には、今後4年間阿武町の舵取りをしていただくわけですが、単独町政を維持していくために、また、町民のためにしっかり頑張っていただきたいと思います。松田議員には、議会の一員となりましたが、町民のために我々と一緒に取り組んでほしいと思います。よろしく申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、ここに来て第4波、しかも変異ウイルスが猛威を振るってきています。25日から緊急事態宣言が発出されるようですが、私個人的には、前回の宣言の取り消しが早かったのではないかと強く思っております。政府においては、対策本部を開いて決定しゴールデンウィーク明けまでの予定ですが、一日でも早く宣言を発出すべきだと思います。このような状況で本当に東京オリンピック・パラリンピックが出来るのか非常に不安視をしております。また、早く国民にワクチンが接種できれば、それぞれの不安も変わってくるのではと思います。当阿武町でも、ワクチンの接種が一日も早く出来ることを望んでいます。

そんな中、各議員におかれましては、諸事ご多端の中を令和3年第2回阿武町議会臨時会の招集にあたり、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。本臨時会は、発議2件、議案2件ではありますが、議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

ここで、新しく当選されました松田穰議員に挨拶をお願いしたいと思います。松田穰議員。

○松田穰議員 このたび当選いたしました松田穰です。よろしくお願いいたします。

○議長 本日の出席議員は、8人全員です。ただ今より令和3年第2回阿武町議会臨時会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、議案説明、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、採決です。

発議第1号 議席の決定

○議長 発議第1号、議席の決定について、を議題とします。議席については、阿武町議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において松田穰議員の議席を現在空席となっている4番にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、松田穰議員の議席を4番とすることに決定しました。

○議長 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる3月2日開催の令和3年第1回

阿武町議会定例会以降、本日までの会議を含め諸般の報告を行います。

3月27日 阿武町立みどり保育園卒園式がみどり保育園で開催され、本職が出席しました。同日、みどり保育園福賀分園でも卒園式が開催され、田中議員、市原議員が出席しました。

4月1日 阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

4月5日 阿武町立みどり保育園入園式がみどり保育園で開催され、本職が出席をしました。

4月22日 萩石見空港利用拡大促進協議会総会が益田市のグラントアで開催され、本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで、本臨時会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 澄み渡る空に、若草の光もさわやかな季節となって参りましたが、第2回阿武町議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、私こと、去る4月13日告示の阿武町長選挙に際し、二期目を目指して立候補いたし、その結果、無投票当選の栄に浴させていただきました。この19日には、町選管委員長から当選証書の付与を受け、来月の5月から心新たに二期目の町政を担わせていただくこととなりますが、これもひとえに議員各位、また、町民多数の絶大なるご支援の賜と感謝申し上げる次第でございます。また、同日程で実施された阿武町議会議員補欠選挙におきましては、町民の期待を担って、めでたくご当選を果たされました松田穰議員におかれましては、ご

当選誠におめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。今回は、補欠選挙ということで、任期は約7ヶ月の短い期間ではありますが、伝統ある阿武町議会議員の一員として、阿武町発展のためにご活躍になられますよう、改めてお願いを申し上げます。私も、来る5月1日から新たな任期が始まるわけですが、今一度初心に立ち返り、町民の皆様のために何ができるのかを改めて見つめ直し、これまでの4年間で出来なかったことや反省点などを踏まえ、しっかり検証し、これからの4年間を決して慢心することなく、阿武町のため、阿武町民のためにこれまで以上に汗をかいて参る所存であります。そして、阿武町の良き歴史と伝統を継承しながら、目指すべき将来像である「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町」の創出、そして「選ばれる町をつくる」ために勇往邁進し、「もっとチェンジ、もっとチャレンジ」の気概を持って行動を起こすとともに、いつも申し上げておりますが、町民に寄り添い町民の声に耳を傾けて町民目線で「打てば響く！町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」をモットーに、これからも責任ある町政をしっかりと進めて参る決意であります。中でも、これまでは「移住しやすい環境づくり、子育て支援対策」等を中心に、どちらかという受け身、受け皿の整備的な政策が多かったようにも思っているところではありますが、2期目においては、「阿武町ではこんなことをやっていますからぜひ阿武町に来てください」というような「攻めの姿勢」を基本に、あらゆる分野の産業振興、起業や事業継承等を通じた雇用の創出、そして、町民所得の向上に力を入れ、「稼げる町づくり」を積極的に推進して行くとともに、「人、もの、お金」が地域内で循環する仕組み作りを更に進めて参る所存でありますので、引き続きご理解、ご支援を賜りますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会でご審議をお願いいたします議案2件につきまして、その概要を簡単にご説明申し上げます。

まず、議案第1号は、「阿武町税条例等の一部を改正する条例」の専決処分の報告であります。関係法令の改正等が今年3月31日に公布、4月1日施行となったため、3月31日付けで専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。次に、議案第2号「令和3年度阿武町一般会計補正予算(第1回)」につきましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に従事する看護師等を個人から事業所等との委託契約に変更するための費目の組み替え及び道の駅レストランの備品一式の購入に係る経費の追加であります。なお、いずれも詳細につきましては、後ほど担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに、国内における新型コロナは、第4波の感染が爆発的に拡大しており、報道によれば、明後日25日にも東京、大阪、京都、兵庫の4都府県におきまして緊急事態宣言が発出されるようであり、正に危機的な状況が続いています。現在、阿武町におきましては、高齢者を対象としたワクチン接種を来月11日から福賀診療所で開始し、奈古、宇田郷地区の集団接種につきましては、19日から順次開始できるよう準備を進めているところでありますが、県内においても変異株による感染者が増加傾向にあり、憂慮すべき事態が続いております。ゴールデンウィークを間近に控え、大型連休に合わせて人々の活動もより活発となる行楽シーズンを迎えることとなりますが、阿武町におきましては、引き続き阿武町からの感染者は絶対に出さないという強い意志を持って、オール阿武町でこの難局を乗り越えていくよう努めて参る所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力を重ねてお願いを申し上げて、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長 以上で、町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、2番、池田倫拓君、3番、伊藤敬久君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、本日8時30分より議会運営委員会が開催され協議がなされました。協議の結果はお手元に配布の議事日程のとおりです。本臨時会の会期については、議事日程のとおり本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 発議第2号 特別委員会委員の選任

○議長 日程第3、発議第2号、特別委員会委員の選任について、を議題とします。特別委員会委員につきましては、お手元に配布しております委員氏名に松田穰議員を加えたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は議長指名のとおり選任することに決定しました。

日程第4 議案第1号から日程第5 議案第2号までを一括上程

○議長 日程第4、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)から、日程第5、議案第2号、令和

3年度阿武町一般会計補正予算(第1回)までを一括議題とします。まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)についてご説明いたします。専決処分書につきましては、2ページ、令和3年3月31日付専決処分書でございます。専決事件は、阿武町税条例等の一部を改正する条例です。専決事由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)及び関係政令等が令和3年3月31日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、これについて、同年3月31日をもって専決処分につきこれを報告し承認を求めるものです。改正改め文につきましては、3ページから10ページまで、そして11ページから37ページまでが新旧対照表です。説明につきましては、38ページからの説明資料でご説明をいたします。なお、今回の改正は、令和3年度税制改正に基づくものであり、内容については、既存制度の延長もしくは適用の改正、又はそれらの組み合わせ等となっております。基本1項目1ページで説明し、後、部分的な補足的資料を添付しております。それでは、主要項目について概要説明を順にいたします。

まず、最初の改正項目、固定資産税関係、中小企業等への対策(特例の延長)でございます。四角の枠内でございますが、中小企業等の設備投資を支援するための税制上の特例措置の延長。概要説明ですが、生産性向上特別措置法に基づく、設備投資の特例措置(固定資産税を3年間ゼロとする)について、これは平成30年に制度が発足したのですが、これにつきまして、昨年4月、新型コロナウイルス感染症の影響により、対象に、新たに事業用家屋及び構築物を加え、また、適用期限については2年延長(法改正前提)とされたところであり

ます。これについて、今般、法律改正（改正とは、現在国会で審議中の法案の中に含まれる中小企業等経営強化法）、この改正を踏まえた中、本特例措置を2年間延長とするものであります。施行日は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（（令和3年法律 号）現在国会で審議されておりますので法律番号は空欄であります）、この附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となっているところであります。以下は、経過を記しております。制度発足が平成30年でございますが、当初、令和2年度までの設備投資、内容は機械装置等に対して3年間固定資産税をゼロとするものであります。2番の拡充において、昨年ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、事業用家屋、構築物が追加され、また期間としては、今後の法律改正を前提として、2年間の延長の方向性のみ示されたものであります。それでは、今回、3番目の延長として、現在審議中の法律改正を前提とし、対象期間を令和4年度まで正式に延長とするものです。

続きまして、次ページをお願いいたします。固定資産税関係、土地に係る負担調整措置の延長であり、更に今回は、ただし、税額が上昇する土地の税額を据え置く特例措置（令和3年度のみ）ということであります。概要説明ですが、土地に係る負担調整措置（土地の高騰による税額の上昇を緩和（緩和というのは、段階的に増加調整する仕組みのことでございます）が、現在の方式は、平成6年度から繰り返し延長となっているものであります。これを、令和3年度から令和5年度まで3年間延長するものであります。なお、今回特例措置として、令和3年度のみであります。令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、土地の税額が上昇する土地については、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる、とされているものであります。下に説明図を記しておりますが、令和3年度の特別な措置のイメージ図であります。説

明いたしますと、地価上昇地点のみ関係するものですが、令和2年度に比して、令和3年度が地価上昇により税額が上昇、増加する地点、点線部ですが、これにつきましては、これを上昇とせず、令和2年度と同額とするというもの、この特別な措置を講ずるというものであります。地価が下落する時については、通常の扱いとするものであります。以上が固定資産税関係の説明です。

次ページをお願いいたします。次は、軽自動車税関係の改正です。改正の前に、前段、少し口頭説明を申し上げますと、自動車税関係の税制は、環境基準と関連することから、2年ごとに見直しがかけておられ、今回は、平成元年度改正からの2年目の改正になるものです。なお、説明資料において、町の税条例上は軽自動車税以外は対象ではありませんが、説明上、自動車(登録車)等も合わせて記しております。それでは、内容ごとに説明をいたします。軽自動車税関係の内容は大きく3点であります。最初は、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し(2030年度基準の導入)であります。概要説明ですが、この環境性能割の税率区分の見直し(令和3、4年度)ということで、自動車、軽自動車の取得時に環境的配慮(燃費基準等)に応じ課税される環境性能割の税率区分について、2020年度(令和2年度)燃費基準から新たな2030年度(令和12年度)燃費基準で税率区分を見直すというものであります。表で改正部分がアンダーライン等で記しております。なお、この環境性能割とは、従来の軽自動車税に替わって導入され、燃費基準等により自動車の取得時に取得価格に対して課税されるものです。環境性能割の税率区分は、非課税から3%まで区分されており、この令和3年度、令和4年度においては、ガソリン車の関係の車に関しましては、これまでの2020年度(令和2年度)基準から、新たな、より厳しい2030年度(令和12年度)基準で税率区分を見直すというものであります。また、加えてクリーンディーゼル車の取扱いの変更があり、クリーンディーゼル車は新基準による環境基準に優れたディーゼル車のことですが、これまでク

リーンドイゼル車は、電気自動車と同様に扱われ非課税でありましたが、令和3年度以降は区分が変わり、ガソリン車と同等区分となります。なお、しかしながら経過措置として、一番下の表ですが当面経過措置がとられ、クリーンディーゼル車は令和3年度は全て非課税、令和4年度は部分的に非課税となるものであります。次のページをお願いいたします。軽自動車税関係の2点目、環境性能割の臨時的軽減の再延長であります。これも、先ほどと同じ環境性能割に対するものであります。概要説明ですが、自動車、軽自動車の環境性能割を臨時的に軽減（マイナス1%でございますが）する特例措置（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの取得）について、昨年4月、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、適用期限が6ヶ月延長（令和3年3月31日までの取得）とされたものであります。それが今般、経済の動向等総合的に勘案し、適用期限を更に9ヶ月延長（令和3年12月31日までの取得）とする措置を講ずるというものであります。前ページで説明いたしました環境性能割の税率は、本則税率ですが、これについて今年12月末までの取得に対しては1%軽減をされるという内容であります。つまり、3%は2%に、2%は1%になるもので、非課税は非課税のままという扱いとなるものです。下の図は、これも国からの資料ですが、これまでの延長について説明を記しております。次に移ります。次ページをお願いいたします。軽自動車税関係の3点目、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課税率）の税率区分の見直しであります。種別割とは、毎年自動車の所有者にかかる税金で、これが排気量や用途ごとに金額が定まっていることから種別割と名称がつけられておるものですが、概要説明ですが、自動車、軽自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率について、燃費性能等により本則税率から軽減されるいわゆるグリーン化特例（経課税率）について、重点化等を行った上2年間延長するというものであります。表ですが、まず、1自家用の乗用車（自動車、軽自動車）につきましては、本則税率からの

軽減について、令和3年度、令和4年度の取得については、電気自動車等のみ75%軽減をするというものであります。なお、ガソリン車につきましては、これまで軽減がありました、令和3年度から廃止となっております。また、クリーンディーゼル車についても、先ほどの環境性能割と同様、種別割についてもガソリン車と同等の区分となり、軽減対象から外れることとなります。ガソリン車の廃止は、2年前の令和元年度税制改正で法制化済みであり、今回の改正については、クリーンディーゼル車を軽減対象から除くというのが改正の内容になります。2の営業用の乗用車（自動車、軽自動車）ですが、営業用とは自家用でないということですが、これについては、ガソリン車の燃費基準による軽減が残ることとなっております。以上に該当しない軽自動車で乗用でないもの、いわゆる経貨物自動車については、電気自動車のみ軽減がなされます。以上が自動車関係の今回の改正ですが、総括すれば、現段階では、ガソリンや軽油という化石燃料を使用しなくても走行が可能な電気自動車等に税の軽減適用が移り、一方で、ガソリン等化石燃料を必要とする自動車の軽減は、基本的には廃止かまた部分的な適用となっているものであります。軽自動車税関係は以上です。

次のページをお願いいたします。主要項目の最後でございますが、個人住民税関係で、住宅ローン控除制度の特例の再延長です。概要説明ですが、住宅ローン控除の特例措置である控除期間の3年間延長（10年が13年）になるものですが、これについてその入居要件（令和2年12月末までの入居）について、昨年4月、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、延長（令和3年12月末まで）がなされたものであります。それが、今般更に経済対策として再延長（令和4年12月末まで）とされ、合わせて、今回所得制限を設けた中、面積要件も緩和（床面積要件40㎡以上）とする措置を講ずるとされたものであります。住宅ローン控除は、新築や増築等で住宅ローンの残高に応じて通常は10年

税額控除される制度ですが、制度発足としては、この特例で、消費税引き上げ時に入居要件をつけた中、これを13年とするこの特例措置が導入されたものがあります。これについて、昨年延長ということで新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、入居要件が1年間延長されたものでありますが、今回、更に経済対策として再延長（令和4年12月末までの入居要件）され、更にその延長部分に限ってですが、床面積要件に床面積40㎡からでも控除の適用可能（所得制限付きですが）とされたものであります。以上6点が今回の改正の主要項目についての説明であります。

次に、44ページから48ページは今回の一部改正の改正条項別に説明したもので、これについては説明を省略いたします。また、49ページから52ページまでは別説明図①から③として4枚、中小企業の設備投資関係、軽自動車税関係の改正についてそれぞれ補足的資料を添付しております。ご参照いただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第2号、令和3年度阿武町一般会計補正予算（第1回）について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の53ページをお願いいたします。議案第2号、令和3年度阿武町一般会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。今回の補正額は予算総額に900万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億3,500万円とするものです。なお、歳入歳出予算補正につきましては、別冊補正予算書の第1表のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳入、歳出一括で8ページ歳出からお願いします。4款衛生費から、健康福祉課長。

○健康福祉課長 補正予算書の8ページ、9ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健事業費は、新型コロナワクチン集団接種に従事する看護師等が団体との委託契約による派遣となるため、予算の組み替えを行

うもので、予算総額の増減はありません。1節報酬を83万1,000円減額、7節報償費を234万3,000円減額し、12節委託料を317万4,000円増額とするものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 7款商工費、1項商工費、3目道の駅産業振興費、17節備品購入費は900万円の増額です。これは、道の駅の直営レストランのオープンに当たり、家具や調理器具等の開設設備に係る備品経費です。道の駅のレストランにつきましては、平成26年4月のリニューアルオープン以来、テナント方式で行っていましたが、入居のテナントさんから本年1月末をもって閉店したいとの申し出がありましたので、引き続きテナント募集を行いました。その結果2者から応募があり、運営方法等について「あぶクリエイション」と協議、検討がなされましたが条件面や経営方針で折り合わず、これから地産地消や一次産業の振興、地域内循環を目指す阿武町の方針と鮮魚や野菜を取り扱う直売所と連携強化の面から直営で行うことに決定しました。これまで、レストラン部分については、テナントとして利用する建物管理だったものから運営まで含めて指定管理を行うということで、設置目的を達成するため初期投資である設備については町が用意するというので、今回の補正予算を計上させていただきました。続いて6ページをお願いします。歳入です。19款1項1目繰越金は900万円の増額です。これは、今回の補正予算にかかる一般財源所要額の財源手当にかかる増額です。以上で説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。

日程第6 委員会付託

○議長 日程第6、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号から議案第2号につ

いては、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第2号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。ここで、行財政改革等特別委員会のため、暫時休憩をいたします。この後、10分間休憩の後、9時50分より阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

休憩 9時 40分

(この間、阿武町行財政改革等特別委員会)

再開 11時 43分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第1号から日程第8 議案第2号

○議長 日程第7、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)から日程第8、議案第2号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第1回)までを一括議題とします、まず、特別委員会に付託されました議案2件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(市原 旭) それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第2号までの2件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)の審議に入りました。中小企業への対策について質疑

がありました。執行部より適切な答弁がありました。他に質疑はなく原案のとおり承認すべきものと決しました。続いて、議案第2号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第1回)の審議に入りました。歳入歳出一括で質疑を受けました。歳出で、7款1項商工費、3目道の駅産業振興費、17節備品購入費、道の駅レストラン備品について質疑がありました。最初に、レストラン経営にかかる経緯及びレストランのレイアウト、購入備品等の概要について担当課長より説明を受け質疑に入りました。各委員よりレストランの経営計画にかかる質疑があり、それに対し、執行部より、今年度の売上げが11ヶ月で6,100万円、利益を300万円と見込んでいる旨答弁がありました。また、購入予定の備品の中身や金額についての質疑もありましたが、執行部より適切な答弁があり、あぶクリエイションの社長でもある副町長から経営・運営にかかる意気込みについて答弁がありました。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健事業費に関して、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する質問がありました。それに対し、執行部より、接種を安全に行うために医療スタッフを派遣してもらう旨の説明があり、また、具体的な接種方法の説明が執行部よりありました。前項の道の駅のレストランに関しても、全議員からの質疑がありまして、その都度丁寧な答弁がありましたことを付け加えさせていただきます。慎重な審議を繰り返して、原案のとおり可決すべきものに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第2号までの2件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は議案第1号から議案第2号まで一括して行います。一括して質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は議案第1号か

ら議案第2号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、議案第2号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第1回)についてお諮りします。議案第2号について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

以上で、本日の全日程を終了しました。これにて、令和3年第2回阿武町議会臨時会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会 11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 伊 藤 敬 久